

子どもが加害者にも被害者にもならないためにできることを考えてみましょう

インターネットを正しく利用するためのチェックポイントです。以下のポイントを参考に具体的に指導しましょう。

相手のことを考えて!

- ✓ 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない。
- ✓ 根拠のないうわさ話や人が写っている写真や動画は勝手に掲載しない。
- ✓ 他人の個人情報を勝手に書き込まない。
- ✓ 他人になりすまして書き込まない。
- ✓ チェーンメールを転送しない。
- ✓ 雑誌や書籍から記事や写真などを無断で掲載しない。
- ✓ 使用する言葉に注意し、暴力的な言葉は使わない。
- ✓ 書き込む内容は世界中から見られていることを認識する。
- ✓ 顔の見えないコミュニケーションだからこそ相手の人権を尊重することを心がける。

自分を守ろう!

- ✓ 自分の個人情報(ID、パスワードも)を安易に書き込まない。
- ✓ ネットで知り合った人とは安易に会わない。
- ✓ 心当たりのないメールには返信しない。見覚えのない添付ファイルは開かない。
- ✓ 無料、プレゼント、特典などのうたい文句に惑わされない。
- ✓ 怪しいサイトには近づかない。
- ✓ インターネット上の情報には危険性があることを知り、被害を予防する知識を身につける。
- ✓ 必要な情報を適切に判断する力(情報リテラシー)を身につける。
- ✓ 困ったときに相談する専門の窓口を知つておく。

対処方法

○悩みや不安を相談できる信頼関係づくり

掲示板などで悪口を書き込まれたり、差別書き込みを見つけた時は、一人で悩まずに保護者や教員など身近な大人に相談することを日頃から伝えておくことが大切です。身近な大人に相談しにくい時のために、専門の相談窓口があることを伝えておきましょう。

○削除するためには・・・

被害者自らが削除依頼をすることも可能ですが、削除依頼することによって逆に冷やかしやなしの書き込みが増えたり、個人情報が掲載されてしまったりすることもあります。

個人で対応する前に、相談窓口(法務省の人権擁護機関である地方法務局、警察)に相談しましょう。

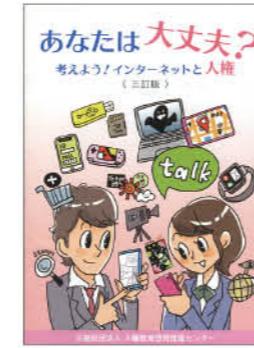
参考資料



「ジンケンダーと3つの約束」人権施策推進課
(平成28年度)
県内中学1年生に配布しています



法務省委託人権啓発ビデオ
「インターネットと人権」



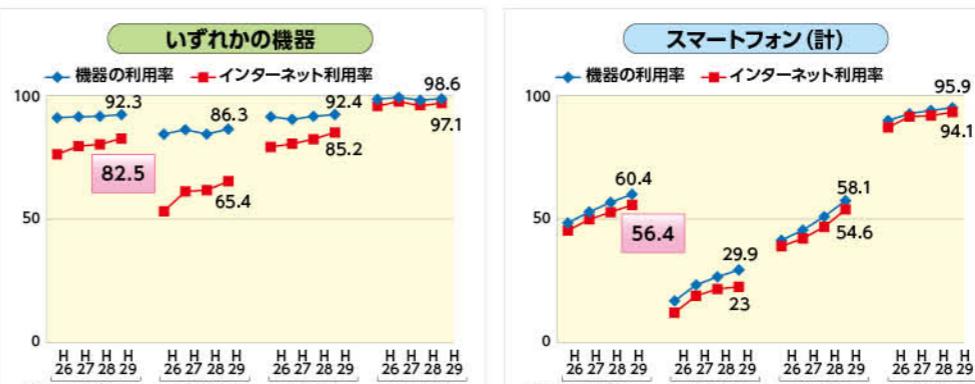
法務省人権擁護局「あなたは大丈夫?
考え方! インターネットと人権」
<三訂版>(平成30年度)

インターネットによる人権侵害

～子どもが加害者にも被害者にもならないために～

インターネットをどのくらい利用しているのでしょうか

インターネットは、情報の収集や発信、また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や掲示板などによりコミュニケーションの輪を広げる手段として、私たちの生活を便利なものにしています。近年では、スマートフォンや携帯ゲーム機の普及、Wi-Fi環境の充実などにより、子どもたちにも身近なものとなっています。



内閣府「平成29年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」より

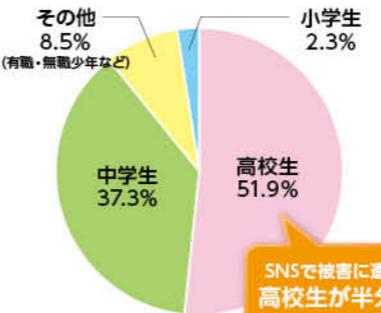
どのような人権侵害が起こっているのでしょうか

差別表現	同和地区出身者や障害のある人、外国人などに対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込みや動画・写真の掲載
誹謗中傷	根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめる書き込み
ネットいじめ	SNSでの悪口や仲間外し
個人情報の流出	名前、電話番号、住所、メールアドレス、IDなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み
児童ポルノ	児童(18歳未満)の下着や裸の写真などの掲載
プライバシーの侵害	他人に知られたくない写真、動画などの掲載
嫌がらせメール	相手が嫌がる性的なメールなどの送受信



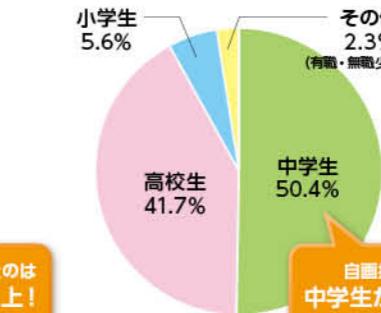
警察庁・文部科学省「ネットには危険もいっぱい」2018年版より

被害に遭った子どもの内訳

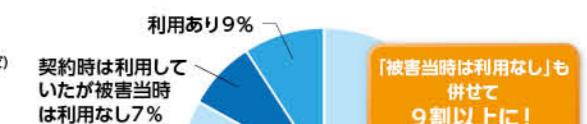


SNSで被害に遭ったのは
高校生が半分以上!

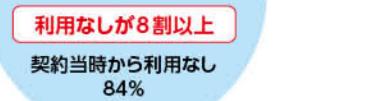
自撮り被害に遭った子どもの内訳



自撮り被害は
中学生が半分以上!



契約時は利用して
いたが被害当時
は利用なし7%
「被害当時は利用なし」も
併せて
9割以上に!



契約当時から利用なし
84%
「被害当時は利用なし」も
併せて
9割以上に!

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、一瞬にして不特定多数の人に広がり、また、完全に削除することは容易ではありません。使い方を間違えると人の心を傷つける「凶器」にもなり、使い方次第で「加害者」にも「被害者」になるおそれがあります。

何気ない書き込みが、相手を傷つけ、取り返しのつかないことにもなりかねません。顔が見えないコミュニケーションだからこそ、相手の人権を尊重することを忘れず、ルールとモラルを守り正しく利用できるよう「情報モラル」を身につけさせる指導を行う必要があります。

▶ 実際にあった事例を見てみましょう

事例1 無料通話アプリなどの悪口や仲間外し



無料通話アプリのグループトーク内で、その子の発言だけ無視する、グループから突然外す、その子以外とグループをつくり悪口を言うなどのいじめや仲間外しです。陰湿に繰り返されることから、人の心を深く傷つけ、時には命に関わる深刻な事態になることがあります。

づくことが早期発見、早期解決につながります。また、周囲と違う意見が言いづらい雰囲気(同調圧力)が、いじめの温床となります。ちがいを受け入れ、多様性が尊重される集団づくりを日常から行うことが大切です。

事例 2 なりすまし投稿による誹謗中傷



誰かになりますことも、誰かを
陥れるような書き込みをすることも
重大な犯罪行為です。それによって
相手が傷ついたり、信用を失つたり
した場合、名誉毀損で訴えられる可
能性もあります。

また、無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。

「インターネットなら誰が書いたか分からない」と勘違いしている子

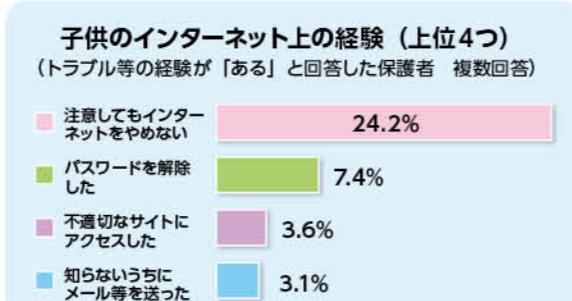
どももいますが、警察が動くようなケースだけではなく、本人が特定できる場合があることを伝えましょう。

事例1～3 総務省総合通信基盤局「インターネットトラブル事例集」(平成29年度版)より

10歳に満たない子どもたちが普通にインターネットを使う時代

内閣府の調査（9歳以下の子どもを持つ保護者対象）によると、ゲーム機、スマートフォン、学習用タブレットのほか、何らかの機器でインターネットを利用している子どもは約4割います。そのうち、一人で操作することがある子どもは7割を超えていて、1日あたりの平均利用時間は60分程度となっています。

また、インターネットを使わせていると回答した保護者の4人に1人が、「注意してもインターネットをやめない」と答えており、インターネットをめぐる問題は低年齢化の一途をたどっています。



内閣府「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査」 (平成29年5月)より

事例 3 SNSやインターネットで知り合った人による性犯罪被害



ライブ当日、待ち合わせ場所に行ってみると、SNSの写真とはまったく違う男の人で、チケットの話もウソ。無理やり車に乗せられそうになりました。

インターネットを通じて、同じ趣味や有名人のファン同士が知り合うこともあります。「同じ趣味や話が合う人に悪い人はいない」と考え、実際に会って事件やトラブルに巻き込まれるケースも年々増えています。相手が本当のことを言っているとは限りません。SNSなどのコミュニティーサイトを介したやり取りは楽しさだけではなく、危険が潜んでいることを伝えましょう。



元交際相手などの性的な画像を、相手の同意なく、SNSや掲示板に公表する行為（「リベンジポルノ」）や、児童ポルノの自画撮り被害が多数発生しています。相手がインターネットに流してしまったら取り戻すことは困難です。自分の情報を他人に教えることが危険であることや実際に会うことはもっと危険であることを指導することが必要です。

警察庁・文部科学省「ネットには危険もいっぱい」
2018年版より

事例4 差別表現・差別書き込み



人権施策推進課「こころのいづみへ」より

同和地区の地名や人物名を書き込む、また、在日外国人や障害のある人を誹謗中傷する書き込みが数多く見られます。伏せ字や当て字を用いてインターネット上の監視を潜り抜けようとする悪質なものもあります。また、同和地区へのマイナスイメージを増長させるような動画や写真、ヘイトスピーチを行う動画が削除されずそのまま残されています。子どもたちが閲覧し、差別や偏見などの誤った情報をそのまま信じてしまう危険性があります。

不特定多数の人々に対して差別的な書き込みをすることは、差別の助長・拡散につながります。正しい知識を教えるとともに、情報を適切に判断する力（情報リテラシー）を育成する必要があります。

2018年大阪府北部で発生した地震の時に、ツイッターなどSNSでのデマや流言
多数見られ、この中には差別を助長するものもありました。具体的には、「在日外
人の窃盗・強盗にはくれぐれも注意を」、「外国人は地震に慣れていないから真っ
にコンビニ強盗を始めるか空港に殺到する」などが投稿されました。2011年の東
日本大震災や 2016年の熊本地震の際にも、災害に乗じて外国人への差別や偏見に
ながる投稿が数多く見られ、繰り返しリツイートされました。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけではなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせるとになり、許されるものではありません。

2016年(平成28年)6月3日

「ヘイトスピーチ解消法」(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)が施行されました。

